

資 料

外国民事訴訟法研究（42）

外国民事訴訟法研究会  
（代表者 加藤 哲夫）

ドイツ倒産法制の改正動向（3）

松 村 和 徳  
棚 橋 洋 平  
内 藤 裕 貴  
谷 口 哲 也

## ドイツ倒産法制の改正動向（3）

松 村 和 徳  
棚 橋 洋 平  
内 藤 裕 貴  
谷 口 哲 也

（目次）

- I. 研究の目的
- II. ドイツ倒産法における近時の改正動向の概要
- III. 会社の再建軽減化に関する法律（ESUG）の内容と条文試訳
  1. ESUG の立法趣旨・背景
  2. 倒産処理計画手続の改正  
——Debt-Equity-Swap を利用した再建スキームを中心に——  
—以上49巻2号—
  3. 自己管理手続の改正—以上49巻3号—
  4. 倒産開始手続の改正と債権者自治の強化
  5. ESUG の改正内容に関する比較法的考察—以上本号—
- IV. 消費者倒産手続及び免責手続の改正に関する内容と条文試訳
- V. コンツェルン企業倒産法制の改正に関する内容と条文試訳

### 4. 倒産開始手続の改正と債権者自治の強化

#### （1）改正の趣旨

2012年倒産法改正（ESUG）においては、開始手続における債権者の影響力の強化もまた、その目的の一つにされた。改正前の倒産法によれば、債権者は、原則として、倒産手続の開始後に初めて、債権者委員会や債権者集会を通して影響力を有するに過ぎなかった。すなわち、開始手続に債権者が関与する機会は倒産法に定められていなかったのである。しかし、開始手続において直ちに、債権者が影響力を有すべきことが、主張された。なぜなら、企業の再建は、債権者の協力なしには不可能であるからである。実際上も、その継続に関する経済的判断、スポンサーとの交渉、仮の倒産管財人の選任などは、倒産手

続の開始後ではなく、倒産申立後の一週間以内に行われることが多く、それらが企業の再建にとって有益であるとされているからである<sup>(1)</sup>。そして、その際には、企業の継続との関係で開始手続において債権者の協力を得ることは重要であること、債権者は通常債務者の再建の成功にまた重要な経済的利益を有すること、そして、とくに債権者が債務者と同業である場合には、企業の再建に寄与し得るその知識を利用できることが立法理由書で指摘されていた<sup>(2)</sup>。

法改正前の倒産実務においては、開始手続の中ですでに、その後の手続にとって重要な判断が行われていた。すなわち、開始手続において、いわゆる「事前の仮の債権者委員会 (vorvorläufiger Gläubigerausschuss)」を設置することによって、上記の問題に対応していた (そのための根拠規定は存在しない)<sup>(3)</sup>。しかし、事前の仮の債権者委員会の適法性については、学説において、長年に亘り争われていた。この点について、1994年倒産法の立法理由書によれば、債権者委員会は倒産手続が開始してから活動すると考えられていた<sup>(4)</sup>。しかし、学説は、企業の継続・再建見込みの調査が開始手続において行われている現状に鑑みて、この段階で債権者委員会を設置することを認めていた<sup>(5)</sup>。こうした議論を踏まえ、ESUGは、事前の仮の債権者委員会の設置を明文でもって認めることにした (倒産法21条2項1文1a号, 22a条)。これによって、上記の争いに終止符が打たれ、開始手続における債権者の影響力の強化が目指されたのである。なお、この「事前の仮の債権者委員会」は、条文上「仮の債権者委員会 (vorläufiger Gläubigerausschuss)」と表記されている<sup>(6)</sup>。

(1) BT-Drucks. 17/5712, S. 24; *Göb*, Das Gesetz zur weiteren Erleichterung der Sanierung von Unternehmen (ESUG), NZG 2012, S. 372.

(2) BT-Drucks. 17/5712, S. 24.

(3) 「事前の仮の債権者委員会」の呼称は、倒産法67条1項により倒産手続の開始後で、第一回債権者集会の前に暫定的に設置される債権者委員会が「仮の債権者委員会」であり、この「仮の債権者委員会」の「前」に設置されることに由来している (*Marotzke*, Das insolvenzrechtliche Eröffnungsverfahren neuer Prägung (Teil 1), DB 2012, S. 562 (Anm. 16))。

(4) BT-Drucks. 12/2443, S. 131.

(5) *Schmid-Burgk*, §67, RdNr. 2. in *Kirchhof/Lwowski/Stürner* (Hrsg.), Münchener Kommentar zur Insolvenzordnung, Bd. 1, 2. Aufl., München, 2007; *Andres*, §67, RdNr. 2. in *Andres/Leithaus*, Insolvenzordnung Kommentar, 2. Aufl., München, 2011.

(6) Vgl. *Marotzke*, aaO. (Fn. 3), S. 562 (Anm. 16). また、仮の債権者委員会の設置が倒産法21条2項1文における処分のカタログに加えられたことから、

以下（２）では、ESUG で認められた債権者の影響力の強化について、仮の債権者委員会との関係で、次の三つの点を中心に概説する。すなわち、（a）どのような場合に仮の債権者委員会が設置されるのか（仮の債権者委員会の設置要件）、（b）仮の債権者委員会の設置と密接な関係を有する倒産申立てについて、どのような添付書類及び申立事項が加えられたのか、（c）仮の債権者委員会の影響力はどのように行使されるのか（仮の債権者委員会の職務）、である。

## （２）債権者の影響力の強化

### １）仮の債権者委員会の設置要件

仮の債権者委員会は、その設置態様に応じて、以下の三つの種類に分けられている<sup>(7)</sup>。

- ①**必要的委員会** (Pflichtausschuss) (倒産法22a 条 1 項)
- ②**申立委員会** (Antragsausschuss) (倒産法22a 条 2 項)
- ③**任意的委員会** (Fakultativer vorläufiger Gläubigerausschuss) (倒産法21条 2 項 1 a 号)

以下では、まず、どのような場合にこれらの委員会が設置されるのか、その設置要件につき（上記（a））概説する。

#### ア）仮の債権者委員会の根拠規定

開始手続においては、倒産裁判所はまず、債務者の財産状況につき、債権者に不利益な変更を防止するために、必要と思われる全ての仮処分命令を発令しなければならない（倒産法21条 1 項 1 文）、その措置のカタログが同条 2 項に列挙されている。その一つとして、仮の債権者委員会の設置が、新しく追加されたのである。これが倒産法21条 2 項 1 文 1 a 号であり、仮の債権者委員会を設置するための根拠規定（Grundnorm）と言われている<sup>(8)</sup>。

#### イ）設置義務のある仮の債権者委員会

##### A）必要的委員会

仮の債権者委員会の設置に関する条文には、倒産法21条 2 項 1 文 1 a 号のほ

倒産法21条の表題は「保全処分の命令」から「仮処分の命令」に変更されている。

(7) *Merten*, Die neue Insolvenzrechtsreform 2012 (ESUG), 2012, Weil im Schönbuch, S. 25, 30.

(8) Vgl. *Marotzke*, aaO. (Fn. 3), S. 560.

かに、同法22a条が存在する。同条1項において、債務者の事業規模に係る三つの基準が列挙され、そのうち少なくとも二つが前期事業年度において満たされている場合には、倒産裁判所は、同法21条2項1a号に従い、仮の債権者委員会を、設置「しなければならない」(義務規定)。これによって設置される仮の債権者委員会は、必要的委員会(上記①)と言われている。倒産企業の再建が考慮される場合や、営業所や雇用先の維持が問題とされる場合が特に重要であることから、一定規模を超える事業を有する債務者の倒産処理手続においては、早期に債権者の影響力を行使することが期待されたのである<sup>(9)</sup>。債務者の事業規模に係る三つの基準は、次のとおりである<sup>(10)</sup>。

- ①商法典268条3項所定の借方欄に記載されている欠損額を控除した後の貸借対照表総額が少なくとも4.840.000ユーロであること(倒産法22a条1項1号)
- ②決算日前12ヶ月における売上利益が少なくとも9.680.000ユーロであること(同2号)
- ③労働者が年平均して少なくとも50人いること(同3号)

#### B) 申立委員会

また、倒産法22a条1項に該当しない場合でも、仮の債権者委員会を設置する必要が生じ得ることから、債務者、仮の倒産管財人または債権者の申立てに基づき仮の債権者委員会が設置される可能性が認められた<sup>(11)</sup>。そして、中小企業の債権者もまた、開始手続に関与することが認められた<sup>(12)</sup>。これが倒産法22a条2項である。すなわち、仮の債権者委員会の構成員として考慮された者が指名され、その指名された者の同意書が申立書に添付されたときには、倒産裁判所は、債務者、仮の倒産管財人または債権者の申立てに基づき、仮の債権者委員会を、同法21条2項1a号に従い、設置「すべき」とされている(当為規定(Soll-Vorschrift))。倒産裁判所が、この申立てに基づく仮の債権者委員会の設置を拒む場合には、この当為規定との関係上、その理由を付すべき、と主張されている<sup>(13)</sup>。これによって設置される仮の債権者委員会は、申立てに

(9) Vgl. BT-Drucks. 17/5712, S. 24.

(10) 三つの基準は、商法典(Handelsgesetzbuch) 267条1項1号ないし3号に依拠して設定されている(Vgl. BT-Drucks. 17/7511, S. 33)。

(11) Göb, aaO. (Fn. 1), S. 373.

(12) Vgl. Obermüller, Der Gläubigerausschuss nach dem ESUG, ZinsO 2012, S. 20.

(13) Obermüller, aaO. (Fn. 12), S. 20; Willemsen/Rechel, Kommentar zum ESUG,

よる委員会（上記②）と呼ばれている。なお、申立人によって行われた仮の債権者委員会の構成員に関する提案に、倒産裁判所は拘束されない（下記 2）参照）<sup>(14)</sup>。

### C) 設置義務のある仮の債権者委員会の例外

ただし、イ) 債務者の営業が停止した場合、ロ) 仮の債権者委員会の設置が予見されうる倒産財団を考慮して均衡のとれない場合、またはハ) 設置に伴う遅延により債務者の財産状況の不利益な変更が生じる場合には、仮の債権者委員会を設置することができない（倒産法 22a 条 3 項）。そのような場合には、その設置の意味がなくなるために、例外が定められているのである<sup>(15)</sup>。なお、債務者が倒産申立てをした場合には、この関係で考慮される債権者を債権者一覧表の中で明らかにすることが求められ（倒産法 13 条 1 項 3 文ないし 6 文）、仮の債権者委員会の設置が迅速に行われる結果、ハ) の要件との関係で「設置に伴う遅延により債務者の財産状況の不利益な変更が生じる」おそれはないことが、立法理由書において指摘されている<sup>(16)</sup>。

### ウ) 任意的委員会

必要的委員会及び申立てによる委員会が設置されない場合にもまた、仮の債権者委員会が設置される可能性がある。すなわち、倒産裁判所は、倒産法 21 条 2 項 1 文に従い、その裁量で、仮の債権者委員会を設置することが「できる」のである。この仮の債権者委員会は、任意的委員会と言われている（上記③）<sup>(17)</sup>。この関係で、倒産法 22a 条 4 項は、債務者または仮の倒産管財人は、倒産裁判所の要請に基づき、仮の債権者委員会の構成員として考慮される者を指名しなければならないことを規定する<sup>(18)</sup>。もっとも、これらの者によって提案された者を実際にも仮の債権者委員会の構成員にしなければならないかについては倒産裁判所の義務は存在せず、構成員の指名はその裁量に委ねられている（下記 2）参照）<sup>(19)</sup>。

Frankfurt, 2012, §22a, RdNr. 8.

(14) *Obermüller*, aaO. (Fn. 12), S. 20.

(15) BT-Drucks. 17/5712, S. 25.

(16) BT-Drucks. 17/5712, S. 18, 25.

(17) 実務においては、上記の必要的委員会及び申立委員会が設置されない場合には、仮の債権者委員会が設置されることは考えられていなかった。その関係で、この仮の債権者委員会にどのような権限が帰属するのか、問題にされている (*Merten*, aaO. (Fn. 2), S. 30f; vgl. auch *Obermüller*, aaO. (Fn. 12), S. 24)。

(18) Vgl. *Marotzke*, aaO. (Fn. 2), S. 561.

## 2) 仮の債権者委員会の構成員

仮の債権者委員会を構成しうる者は、倒産債権者に限られる。すなわち、別除権者、最高額の債権を有する倒産債権者、少額債権者及び労働者の代表者<sup>(20)</sup>が、仮の債権者委員会の構成員となる(倒産法21条2項1a号前段、同法67条2項)。また、手続開始により初めて債権者となる者<sup>(21)</sup>も仮の債権者委員会の構成員に選任することができる(倒産法21条2項1a号後段)。この範囲内で、倒産裁判所は、専ら仮の債権者委員会の構成員の選任権限を有する<sup>(22)</sup>。なお、倒産法21条2項1a号前段は、同法67条3項を準用していない。つまり、倒産法67条3項は、「債権者委員会の構成員には、債権者でない者もまた、これを選任することができる」と定めているが、この規定が準用されないため、仮の債権者委員会の構成員としては、債権者のみが考慮されることになるのである。債権者のみを構成員とした背景には、次の考えがあった。すなわち、仮の債権者委員会は、非常に差し迫った状況においてその判断(例えば、仮の倒産管財人の提案)が求められることが予想され、その際には債権者が有している知識が必要になる、と考えられたのである<sup>(23)</sup>。

## 3) 開始申立書の添付書類及びその記載事項

仮の債権者委員会の設置可能性と密接な関係を有するのが、ESUGによって

(19) BT-Drucks. 17/5712, S. 25.

(20) 倒産法67条2項は、法改正前においては、労働者(の代表者)との関係で、「相当額の債権を有する倒産債権者として倒産手続に参加している」者に限定していたが、ESUGは、労働者(の代表者)を仮の債権者委員会に含めることが、特に企業の継続及び再建との関係で有意義であることを理由に、この制限を解消した(BT-Drucks. 17/5712, S. 27)。

(21) 立法理由書においては、年金保険団体(Pensions-Versicherungs-Verein)、信用または担保保険者(Kredit- bzw. Kutionsversicherer)が例として挙げられている(BT-Drucks. 17/5712, S. 24; BT-Drucks. 17/7511, S. 33)。その他の文献においては、さらに連邦労働庁(Bundesagentur)、預金保証ファンド(Einlagensicherungsfonds)が含まれている(Merten, aaO. (Fn. 7), S. 20; Obermüller, aaO. (Fn. 12), S. 22f.)。

(22) Neubert, Das neue Insolvenzeröffnungsverfahren nach dem ESUG, GmbHR 2012, S. 442; vgl. auch Merten, aaO. (Fn. 7), S. 21; Vallender, Gesetz zur weiteren Erleichterung der Sanierung von Unternehmen (ESUG), MDR 2012, S. 62.

(23) BT-Drucks. 17/7511, S. 45.

新たに定められた開始申立書の添付書類（債権者及びその債権の一覧表）である（上記（186頁）（b））。この一覧表には、仮の債権者委員会に関する判断を可能にするために倒産裁判所が必要とする情報が記載される<sup>(24)</sup>。その判断とは、①仮の債権者委員会を設置しなければならないか、②仮の債権者委員会が設置される場合には、その構成員に誰を選任すべきか、である<sup>(25)</sup>。

#### ア) 債権者及びその債権の一覧表の添付

まず、ESUGによって、倒産法13条3項に第3文が追加された。すなわち、債務者の開始申立書には、債権者及びその債権の一覧表を添付しなければならないことが定められた（倒産法13条1項3文）。この規定は、消費者倒産手続の申立てに関して規律する倒産法305条1項第3文と内容を同じくする。改正前においては、倒産原因の調査に必要な情報を、情報提供義務及び協力義務（倒産法20条）の範囲内で、債務者が倒産裁判所に提供していたが、ESUGによって、債権者及びその債権の一覧表との関係で、添付書類の提出が義務づけられたのである<sup>(26)</sup>。

債権者及びその債権の一覧表が開始申立書に添付されていない場合、開始申立ては不適法となる<sup>(27)</sup>が、補正期間が債務者に付与されると考えられている<sup>(28)</sup>。他方で、この一覧表が添付されているが、個々の債権者または債権が、債務者の然るべき努力にもかかわらず欠けている場合には、開始申立ては適法とされる<sup>(29)</sup>。

なお、債権者及びその債権の一覧表の添付は、倒産申立義務と関係を有する。倒産法15a条1項ないし3項は特定の者に倒産申立義務を課している。こ

(24) この一覧表の記載が仮の債権者委員会の設置との関係で重要であることから、記載内容が正しくかつ完全であることを確保するため（BT-Drucks. 17/7511, S. 33）、その旨の宣言書を一覧表に添付する義務が、債務者に課されている（倒産法13条1項7文）。

(25) *Marotzke*, aaO. (Fn. 2), S. 563; *Obermüller*, aaO. (Fn. 12), S. 19.

(26) *Merten*, aaO. (Fn. 7), S. 6.

(27) *Merten*, aaO. (Fn. 7), S. 6f.; *Vallender*, aaO. (Fn. 22), S. 61（なお、この論文では第3文を第2文と表記する誤植がある）; *Landfermann*, Das neue Unternehmenssanierungsgesetz (ESUG) (Teil 1), WM 2012, S. 824 (Anm. 26)

(28) *Vallender*, aaO. (Fn. 22), S. 61 (der irrtümlich von Satz 2 spricht); *Landfermann*, aaO. (Fn. 27), S. 824 (Anm. 26).

(29) BT-Drucks. 17/5712, S. 23.

の義務に反して「開始申立てをしなかった者、又は適正に若しくは適時にしなかった者は、三年以下の自由刑又は罰金刑に処す」ことが同条第4項において定められている。なお、この第4項の場合において行為者に過失が認められる場合には、一年以下の自由刑又は罰金刑とされる(同条5項)。倒産法15a条4項の「適正」は「債権者及びその債権の一覧表の添付」の有無によって判断されうるが、立法理由書の中で説明されている<sup>(30)</sup>。

#### イ) 債務者の事業規模に係る基準の記載

債務者は、営業を営み、その営業が停止していないときには、以下の事項を記載しなければならない(倒産法13条1項5文)<sup>(31)</sup>。

- 1) 前期事業年度の貸借対照表総額
- 2) 前期事業年度の売上利益
- 3) 前期事業年度の労働者数の平均

これらの記載事項は、必要的委員会の設置との関係で倒産法22a条1項において定められた債務者の企業規模に係る基準であり、仮の債権者委員会の設置に関する判断を倒産裁判所に可能ならしめるために必要となる<sup>(32)</sup>。

#### ウ) 特定の債権の記載

また、債務者が営業を継続している場合には、一覧表において特に以下の事項を明らかにする(besonders kenntlich machen)ものとされる(倒産法13条1項4文)。

- 1) 最高額の債権(die höchsten Forderungen)
- 2) 最高額の被担保債権(die höchsten gesicherten Forderungen)
- 3) 税務行政官庁の債権(die Forderungen der Finanzverwaltung)
- 4) 社会保険の保険者の債権(die Forderungen der Sozialversicherungsträger)
- 5) 企業内年金に基づく債権(die Forderungen der Altersversorgung)

これらの記載事項もまた、仮の債権者委員会の設置に関する判断を倒産裁判

(30) BT-Drucks. 17/5712, S. 23.

(31) この規定(第5文)が義務規定であるのか、それとも当為規定に過ぎないのか、争いがある(Vgl. Landfermann, aaO. (Fn. 27), S. 824 (Anm. 27))。通説は、義務規定と解する(Göb, aaO. (Fn. 1), S. 372; Merten, aaO. (Fn. 7), S. 9; Vallender, aaO. (Fn. 22), S. 62(なお、この論文では、第5文を第4文と表記する誤植がある); Landfermann, aaO. (Fn. 27), S. 824 (Anm. 27))。この義務の不履行がある場合、開始申立ては不適法になる(Vallender, aaO. (Fn. 22), S. 62)。

(32) Merten, aaO. (Fn. 7), S. 7.

所に可能させるために必要となる<sup>(33)</sup>。すなわち、上記 1) ないし 5) の債権を有する者 (債権者組) が仮の債権者委員会の構成員 (の候補) になるのであり、倒産裁判所は、倒産法 21 条 2 項 1 a 号, 67 条 2 項に従い、これらの債権者 (債権者組) から仮の債権者委員会の構成員を選任する<sup>(34)</sup>。これらの記載は「なされるべき」ものとされるが、義務ではないため (当為規定 (Soll-Vorschrift)), これらの記載が欠けていても、開始申立ては不適法ではない<sup>(35)</sup>。ただし、次に掲げる場合には、上記 1) ないし 5) の記載をする義務が債務者に課せられる (倒産法 13 条 1 項 6 文)。

- 1) 債務者が自己管理を申し立てた場合
- 2) 債務者が倒産法 22a 条 1 項の基準を満たした場合
- 3) 仮の債権者委員会の設置が申し立てられた場合

#### 4) 仮の債権者委員会の職務

仮の債権者委員会の職務については (上記 (186 頁) (c)), 債権者委員会に関する規定が準用される (倒産法 21 条 1 項 1 a 号, 69 条)<sup>(36)</sup>。すなわち、仮の債権者委員会の構成員は、倒産法 69 条に依って、仮の倒産管財人をその業務執行の際に支援し、かつ監督することになる<sup>(37)</sup>。それ以外に、仮の債権者委員会は、ア) (仮の) 倒産管財人の提案 (権), 及びイ) 自己管理に関する職務を有する。そこで、以下では、この二つの職務を解説する。

##### ア) (仮の) 倒産管財人の提案に関する職務

改正前においては、倒産手続において中心的な役割を担う倒産管財人は倒産裁判所によって暫定的に選任されたにすぎず、債権者は、その後の第一回債権者集会において別の倒産管財人を選任する権利を認められていた (倒産法 57

(33) *Merten*, aaO. (Fn. 7), S. 7.

(34) BT-Drucks. 17/5712, S. 23.

(35) Vgl. BT-Drucks. 17/7511, S. 33.

(36) 倒産法 158 条及び 160 条は準用されていない。これらが仮の債権者委員会に適用又は準用されるのか、この問題については立法時において考慮されていなかった (*Marotzke*, aaO. (Fn. 3), S. 562)。

(37) 仮の債権者委員会の職務は、倒産手続の開始と同時に終了する (*Merten*, aaO. (Fn. 7), S. 23; *Obermüller*, aaO. (Fn. 12), S. 21)。その後、倒産裁判所は、第一回債権者集会まで「暫定的に」債権者委員会を設置することができる (倒産法 67 条 1 項)。この債権者委員会は、「中間的な (債権者) 委員会 (Interimsausschuss)」と言われている (*Vallender*, aaO. (Fn. 22), S. 62)。

条)。しかし、この債権者の権利は時間と費用がかかることを理由に、それが行使されることはまれであった<sup>(38)</sup>。そこで、早期に、すなわち開始手続において、倒産管財人の選任に債権者が関与すべきことが強調されたのであった<sup>(39)</sup>。

債権者の倒産手続に対する影響力の強化を目指した ESUG によって、開始手続において仮の債権者委員会の設置が認められ、今後は、倒産管財人の選任前に、この仮の債権者委員会に対して、倒産管財人に関する意見表明の機会が与えられることになった。これが倒産法56a条である(倒産法56a条は、同法21条2項1号によって、仮の倒産管財人の選任との関係で準用される)。仮の債権者委員会には、倒産裁判所による倒産管財人の選任前に、倒産管財人に求められる必要条件(Anforderungen)<sup>(40)</sup>及び倒産管財人となる者(Personen des Verwalters)に関する意見を述べる機会が与えられている(倒産法56a条1項1文)。そして、ある者が仮の債権者委員会の全員一致の決議によって倒産管財人として提案されている場合には、その者が職務を担当するのに適切でないときに限り、倒産裁判所は倒産管財人の選任につき仮の債権者委員会とは異なる判断をすることが許される(倒産法56a条2項1文)<sup>(41)</sup>。ただし、その判断の際には、仮の債権者委員会により決議された倒産管財人となるための必要条件を基礎にしなければならない(倒産法56a条2項2文)。なお、仮の債権者委員会に対する倒産管財人に関する意見表明の機会の付与は、これによって債務者の財産状況の不利な変更が顧慮される場合には、見送られることになる(倒産法56a条1項2文)。しかし、この場合でも、仮の債権者委員会は、その第一回目の委員会において、全員一致の決議によって、倒産管財人に選任された者とは異なる者を選定することができる(倒産法56a条3項)。

(38) BT-Drucks. 17/5712, S. 17.

(39) BT-Drucks. 17/5712, S. 17f.

(40) 必要条件の例として、資質、弁護士事務所の規模、専門知識、経験等がある(*Blümle*, §56a, RdNr. 2 in *Braun* (Hrsg.), *Insolvenzordnung* (InsO) *Kommentar*, 5. Aufl., München, 2012)。Vgl. auch *Neubert*, aaO. (Fn. 22), S. 442.

(41) 倒産裁判所が、倒産管財人となる人物に関する仮の債権者委員会の一致した推薦と異なる判断をした理由は、開始決定書に記載されることになる(倒産法27条1項5号)。本条項の第5号は、ESUGによって追加された。これによって、債権者集会は、この理由付けを認識し、かつ分析した上で、その後に行われ得る倒産管財人の選任をする(倒産法57条)ことが可能になる(BT-Drucks. 17/5712, S. 25)。

### イ) 自己管理に関する職務

開始手続において債権者が自己管理に関する裁判に影響力を及ぼすべきか否かは、倒産管財人の選任に対する影響力に関する問題と関連している（自己管理については、本稿Ⅲ 3（比較法学49巻3号）を参照のこと）。改正前においては、自己管理についてもまた、倒産管財人の選任と同様に、債権者集会在が影響力を行使できるのは、倒産手続が開始した後であり、これでは実務上重大な影響力を有するには遅すぎるとの指摘されたのである<sup>(42)</sup>。

そこで、ESUG は、開始手続において、自己管理命令に対する債権者の影響力を仮の債権者委員会によって行使することを認めたのであった。すなわち、倒産法21条2項1a号または同法22a条によって仮の債権者委員会が設置されている場合には、その仮の債権者委員会に自己管理の申立てに関する決定前に意見表明の機会が与えられたのである（倒産法270条3項1文）。その際に自己管理の申立てが仮の債権者委員会の全員一致の決議によって支持されると、自己管理の命令は債権者にとって不利益にならないものとみなされた（倒産法270条3項2文）。これらによって、従前と比較して債権者の影響力が強化されたのである<sup>(43)</sup>。

また、（仮の）自己管理における（仮の）監督人の選任についても、倒産管財人の選任に関する規定が準用される（倒産法270a条1項2文、274条56a条）。すなわち、この場面においても債権者の影響力が及ぶのである（上記4）ア）を参照のこと）。

### （3）（仮の）倒産管財人の独立性

ESUG は、倒産処理手続の早期に債権者の影響力を及ぼすことを、その目的の一つにしていたが、倒産管財人の独立性との関係でもまた、新たな規律を設けている。すなわち、倒産法56条1項に第3文が追加されたのである。

改正前においては、倒産管財人の独立性については、「倒産管財人には」「債権者及び債務者から独立した自然人を選任しなければならない」（倒産法56条1項1文）と規定されていたに過ぎなかった。ところが、ESUG によって、

(42) BT-Drucks. 17/5712, S. 39.

(43) BT-Drucks. 17/5712, S. 39. ただし、仮の債権者委員会が設置されない場合には、これまでと同じく、倒産裁判所の決定に関与する機会は、債権者に与えられていない（*Willemsen/Rechel*, *Insolvenzrecht im Umbruch*, BB 2011, S. 836）。

この独立性は、倒産管財人に次に掲げる事由が存在しても、認められることが明らかにされた。

- (a) 債務者または債権者によって倒産管財人の提案がなされていたこと
- (b) 後の倒産管財人が、開始申立ての前に、通常の方式で、債務者に、倒産手続の経過及びその結果について助言をしたこと

これらの事実が存在しても、その倒産管財人は、債権者及び債務者から独立していることが肯定されたのである（倒産法56条1項3文）。以下、敷衍する。

まず、(a) について説明する。改正前においては債務者または債権者の提案は明示的に規定されていなかったが、否定されているものでもなかった。しかも、これらの者によって倒産管財人が提案されていることだけを理由に、倒産管財人の選任を拒んだ倒産裁判所は僅かではなかったことが指摘された。そこで、ESUG は、この提案が適法であり、債務者または債権者から提案されていることを理由にして、その倒産管財人の欠格を自動的に宣言することはなくなったことを明らかにした<sup>(44)</sup>。

次に、(b) について説明する。これは、倒産手続開始前における債務者と後の倒産管財人の接触を想定している。すなわち、債務者が倒産手続の開始を申し立てる前に、倒産手続の進行、債務者の権限に対する倒産手続の影響及び倒産手続による再建可能性に関する一般的な情報を得るために、債務者が後の倒産管財人に相談して、かつその者が一般的な情報を提供した場合である<sup>(45)</sup>。そして、このような事情があっても、それは倒産管財人の欠格事由とならないことが、ESUG によって明らかにされたのである。

#### (4) その他の改正点

##### 1) 開始申立書の書式（倒産法13条3項3文）

ESUG によって、倒産法13条3項に第3文が追加された。すなわち、開始申立ての手続において、倒産裁判所が機械で処理するか、機械で処理しないかに応じて、異なる開始申立書の書式を導入することが可能になった。この規定は、消費者倒産手続の申立てに関して規律する倒産法305条5項3文と内容を同じくする。

(44) BT-Drucks. 17/5712, S. 26.

(45) BT-Drucks. 17/5712, S. 26.

## 2) 倒産申立義務 (倒産法15a 条)

改正前は、倒産法15a 条 1 項及び 4 項において「倒産申立て」という用語が用いられていたが、ESUG によって「開始申立て」に改められた。これは、倒産法内における用語の統一のために行われた<sup>(46)</sup>。

また、倒産法15a 条 2 項は、法人格のない会社で、かつ二層または多層構造を有する会社組織 (zwei- oder mehrstöckige Gesellschaftskonstruktionen) の倒産申立義務を定めている。この規定については、倒産申立義務を負う「社員」に関して、ESUG が「社員」という用語の前に「無限責任」の語を挿入したことによって、このような会社組織において、無限責任社員が自然人である場合には、倒産申立義務が問題とされないことが、明らかにされた<sup>(47)</sup>。

## 3) 倒産申立義務者の直接的な予納義務 (倒産法26条 4 項)

債務者の財産が倒産手続の費用を賄うのに十分ではないことが見込まれる場合には、倒産手続の開始を求める申立ては倒産裁判所によって却下されることになる (倒産法26条 1 項 1 文)。しかし、この場合でも、手続の費用を賄える財産が倒産財団に組み込まれる可能性が存在する。例えば、手続開始後においては、否認権が倒産管財人によって行使され、これが奏功すれば、倒産財団が回復する場合である。そこで、倒産法の立法者は、倒産手続の費用を賄うのに十分な金額が予納された場合には、手続開始を求める申立ては却下されないものとした上で (倒産法26条 1 項 2 文)、予納金を支払った者は、倒産法または会社法の規定に反して違法かつ有責に倒産申立てをしなかった者 (倒産申立義務者) に対して、予納金の償還を求めることができるとしていた (倒産法26条 3 項)。しかし、費用リスク (Kostenrisikos) が伴うために、特に倒産債権者は倒産法26条 3 項の手続をめったに利用しなかった<sup>(48)</sup>。そこで、この問題を解消するために、倒産法26条に第 4 項が追加されたのである。すなわち、倒産法または会社法の規定に反して違法かつ有責に倒産手続の開始を求める申立てをしなかった倒産申立義務者は、直接的に (unmittelbar) 予納金を支払う義務を負う (倒産法26条 4 項 1 文)。これによって、法改正前までは予納金を支払った者により間接的に予納金の支払義務を課せられていた倒産申立義務者は、直接の予納金支払義務を負うことになったのである。予納金の支払いを求めることがで

(46) BT-Drucks. 17/5712, S. 23.

(47) BT-Drucks. 17/5712, S. 23f.

(48) BT-Drucks. 17/5712, S. 25.

きる者は、仮の倒産管財人、及び債務者に対して生じた財産上の請求権を有する者（手続開始後に倒産債権者になる者）である（倒産法26条4項3文）。倒産申立ての不作為が違法かつ有責に基づくのかにつき争いがある場合には、倒産申立義務者が証明責任を負う（倒産法26条4項2文）。

#### 4) 仮の倒産管財人の報酬（倒産法26a条）

倒産手続が開始されなかった場合における仮の倒産管財人の報酬及び立替金については、改正前にはその根拠規定が欠けていた。しかし、ESUGによってこの法の欠缺が解消された。すなわち、倒産裁判所は、債務者に対する仮の倒産管財人の報酬及び償還されるべき立替金を、決定によって定めうることになったのである（倒産法26a条1項）。倒産裁判所の報酬（及び立替金）確定決定（Verfügungsfestsetzungsbeschluss）は、民訴法（ZPO）794条1項3号所定の仮の執行名義となる<sup>(49)</sup>。この報酬（及び立替金）確定決定に対して、仮の倒産管財人及び債務者は、即時抗告をすることができる（倒産法26a条2項）。

### 5. ESUGの改正内容に関する比較法的考察

これまで見てきたように、ESUGの主たる改正点は多岐にわたる。ここでは、主要な三つの改正点について、米国・英国の倒産法と比較することで、ドイツ倒産法改正の位置づけを明らかにしたい。

ESUGにおける主要な三つの改正点は、①DESの活用、②自己管理へのアクセス拡充、③債権者自治の強化である。①に関しては、倒産処理計画に株主の権利を取り込み、DESを倒産手続内で実行可能となった。②に関しては、自己管理命令の発令要件を緩和し、さらにシュッツシルム手続を設けたことで、債務者に対して自己管理へのインセンティブを付与している。そして、③に関しては、倒産開始手続において仮の債権者委員会の設置を認め、債権者の影響力（自治）強化を図った。以下では、これらの点について、簡単ではあるが、米英の代表的な再建型手続と比較してみることにする。

#### (1) 米英倒産法における再建手続

米国倒産法は法典としては単一のもので、その中に複数の手続が「章」として設けられているが、本稿との関係では、主として事業再建に用いられる第11

(49) BT-Drucks. 17/7511, S. 34.

章手続を取り上げ、比較対象とすることとしたい。第11章手続では DIP 制度が採用され、また、計画によって再建を目指す手続であり、ESUG の改正が目指した制度が盛り込まれているため、比較の際に有益であろう。

英国倒産法においては、事業再建のための手続がいくつか存在している。すなわち、再建型の手続として、倒産法において、会社管理手続、会社任意整理手続、管理レシーバーシップ手続が定められ、会社法において、会社整理計画手続が定められている。実際には、これらの手続を組み合わせて再建を目指すこともあるとされるが、ここでは、会社任意整理手続と会社整理計画手続について取り上げ、比較の対象としたい。これは、これらの手続を単独で用いれば、経営者はその地位にとどまって再建を目指すことができるし、また、これらの手続は計画によって再建を目指すものであり、ESUG との比較に資すると考えられるからである。

## (2) ESUG の主要改正点との比較

### 1) DES の活用について

#### ア) 米国

米国においては、19世紀から、事業再建のために、会社に対する債権者に対して、会社の株式を交付するという手法が活用されてきた。これがエクイティ・レシーバーシップ<sup>(50)</sup>とか、収益管理制度<sup>(51)</sup>と呼ばれるものであり、現代においても「おなじみの手法」<sup>(52)</sup>として活用されているものである。

#### イ) 英国<sup>(53)</sup>

英国においても DES は、裁判内外を問わず、よく利用される手法であり<sup>(54)</sup>、会社任意整理手続においても、会社整理計画手続においても、計画案

(50) 加藤哲夫「アメリカにおける鉄道更生—その変遷とひとつの帰結—」同『企業倒産処理法制における基本的諸相』（成文堂・2007）12-15頁参照。

(51) 青山善充「会社更生の性格と構造（1）」法協83巻2号18-19頁（1966）参照。

(52) 堀内秀晃ほか『アメリカ事業再生の実務—連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に』（金融財政事情研究会・2011）283頁。

(53) なお、英国における DES については、松嶋隆弘「イギリス法におけるデット・エクイティ・スワップ（上）（下）—日本法との比較を中心に」企会66巻11号73頁、12号82頁（2014）、弥永真生「債務の株式化—ヨーロッパにおける扱いを参考にして」ジュリ1226号84頁（2002）を参照。

(54) 事業再生研究機構編『事業再生ファイナンス 米・英の現状と日本への示

に DES の条項が盛り込まれるとされる<sup>(55)</sup>。

### ウ) 米英との比較

上記のように、米英ともに、DES は主要な再建手法として活用されている<sup>(56)</sup>。他方、ドイツでは、ESUG による改正で初めて、倒産処理計画に持分権者を組み入れることができるようになり（会社法上の手続を履践せず）、倒産手続だけで DES を実行できるようになった。当然、今般の改正に問題が存在しないわけではないが、これで米英に比して遜色なく DES を活用できる素地が整ったということができ、今後、事業再建において DES が活用されることが期待される。

## 2) 自己管理へのアクセス拡充

### ア) 米国

米国連邦倒産法第11章手続は、原則として DIP 制度を採用している（米国連邦倒産法第1107条 (a)）。すなわち、債務者（企業）は、申立て・開始決定によって、事業経営権や管理処分権を失わず、開始決定前と同じく事業を継続することができる。もっとも、第11章手続においても、例外的に、管財人が選任され、債務者から管理処分権が剥奪されることもあるが（米国連邦倒産法第1104条 (a)）、債務者に詐欺や不誠実等が認められる非常にまれなケースであると考えられる。

### イ) 英国

会社任意整理手続は、取締役が整理委員を選任し、その委員から助言を受け

---

唆』（商事法務・2004）175頁参照。

(55) 高木新二郎「英米独仏の早期迅速事業再生スキームの最近の展開」NBL975号13-14頁（2011）参照。なお、会社整理計画手続については、中島弘雅「イギリスの事業再生手法としての「会社整理計画」」伊藤真先生古稀祝賀『民事手続の現代的使命』（有斐閣・2015）965頁参照。

(56) なお、米国連邦倒産法第11章手続においては、再建計画遂行のための適切な手段（米国連邦倒産法第1123条 (a) (5)）が必要的記載事項とされており、債権者の有する債権等を対価とする、債務者等による証券の発行が例示されている（米国連邦倒産法第1123条 (a) (5) (J)）が、あくまで例示であって、この規定なくして DES を正当化することができない、というわけではないであろう。

ながら再建計画を策定するというものであるが<sup>(57)</sup>、この手続が開始しても、取締役は経営権を失わないとされている<sup>(58)</sup>。

また、会社整理計画手続は会社法に規定され、厳密に言えば倒産手続ではないため、当然に経営陣がそのまま再建を進めることができる。もっとも、一部の会社整理計画では、整理計画の認可後に、整理計画の遂行の監督のために、計画自体に基づいて監督委員が設置されることがある<sup>(59)</sup>。

### ウ) 米英との比較

米英の手続を見る限り、DIP 制度の利用に特段障壁は存在していないようであり、ドイツとは大きく法状況が異なると言ってよい<sup>(60)</sup>。

ドイツにおいては、清算型・再建型が単一の手続となっているために、そもそも再建型手続が実施されるか不透明であり、また、このために (DIP として) 計画による再建が実現できるかも不透明にならざるを得ない。したがって、ドイツでは、倒産手続に対する債務者の予測可能性が問題とならざるを得ない。

これまで見てきたように、ESUG は、債務者の予測可能性を確かなものとするために、様々な改正をするものであるが、ドイツ倒産法の基本構造を変更するものではない。もっとも、ESUG では、シュッツシルム手続 (ドイツ倒産法 270b 条) が新設され、これにより、一定の場合には、自己管理手続と倒産処理計画手続とが連動することとなり、債務者が倒産手続開始後の手続を一定程度予測できるようになった。したがって、債務者の予測可能性が確保されつつあることとの関係で、今後、どの程度自己管理が利用されるのかについても、注目していく必要がある。

(57) 経済産業省経済産業政策局産業再生課編『各国の事業再生関連手続について—米英独仏の比較分析—』(金融財政事情研究会・2011) 15頁参照。

(58) 中島弘雅「近時のイギリスにおける事業再生の枠組みについて」青山善充先生古稀祝賀『民事手続法学の新たな地平』(有斐閣・2009) 822-823, 826頁, Roy Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (4<sup>th</sup> edn Sweet & Maxwell, London 2011) 494.

(59) 以上につき、中島・前掲注 (55) 964頁参照。

(60) なお、英国において再建のために会社管理手続を併用する場合には、管理人が選任され、この者が会社財産の管理処分権を有することとなるため (1986年英国倒産法 Schedule B1 60条参照)、この場合には DIP 型の手続ではなくなる。

### 3) 債権者自治の強化

#### ア) 米国

第11章手続においては、原則として債権者委員会を設置する必要がある（米国連邦倒産法第1102条 (a) (1)）。第11章手続は原則としてDIP型の手続であるため、債権者委員会は、債務者の事業の監督、情報の収集、債務者との交渉等を行う機関として重要な機能を果たしているとされる<sup>(61)</sup>。

債権者委員会は手続開始前にも設置されていることがありえ、その場合には、一定の条件のもと、手続開始後もその債権者委員会を第11章手続における債権者委員会として認めることができるとされる（米国連邦倒産法第1102条 (b) (1)）。とりわけ、手続開始前にすでに、再建計画が策定されたり、あるいは、主要な利害関係人・スポンサー候補と交渉等がなされている、プレパッケージ型・ブレアレンジ型の再建がなされる場合には、手続開始前に債権者委員会が設置されることの意義は大きく、これに対応して連邦倒産法も上記のような規律を有しているものと考えられる。

#### イ) 英国

会社任意整理手続及び会社整理計画手続において、通常、任意で債権者委員会が設置される。そして、債権者委員会は、事業の現況・再建計画等について債務者から情報を入手し各債権者に提供したり、債務者と交渉したり、場合によっては再建計画を提示することもある。もっとも、債権者委員会の設置に関する特定のルールやガイドライン等は存在しないとのことである<sup>(62)</sup>。

#### ウ) 米英との比較

本稿で触れたように、ドイツにおいても、実際には事実上のものとして手続開始前から債権者委員会は組織されていたものと推測されるが、ESUGによって、このような実務運用に法的根拠が付与された。これで、債権者は手続開始前の段階から、名実ともに債務者に対して影響力を行使できることとなったと言える。

他方、手続開始前における債権者委員会について、米英では、明文で規律がなされていないため、ドイツ倒産法がこれを明規したことは、米英の一步先を

(61) 田頭章一『企業倒産処理法の理論的課題』（有斐閣・2005）172頁参照。

(62) 以上については、和田正＝松本渉「英国におけるワークアウトの実情」際商43巻10号1466頁（2015）参照。

行くものとも評価でき、その規律のあり方は参考になりうるものとする。

【条文試訳 (2012年3月1日 (現在))】 ※斜体の条文は、ESUGによる改正なし

## 第2編 倒産手続の開始／対象財産及び手続関係人

### 第1章 開始原因及び開始手続

#### 倒産法第11条【倒産手続の適法性】

- 1) 倒産手続は、全ての自然人及び全ての法人の財産に関して開始することができる。権利能力のない社團は、その限りで法人と同等の地位を有する。
- 2) 倒産手続は、さらに次の各号に掲げる財産に関して開始することができる。
  1. 法人格のない会社 (合名会社、合資会社、パートナーシャフト会社 (Partnerschaftsgesellschaft)、民法上の組合、合同出資船舶会社、ヨーロッパ経済利益団体) の財産
  2. 第315条ないし334条の適用に従い、相続財産、継続的夫婦財産共同制の合有財産、又は夫婦によって共同で管理された夫婦財産共同制の合有財産
- 3) 法人又は法人格のない会社の解散後においては、倒産手続の開始は、財産の分配が行われていない限りで、許される。

#### 倒産法第12条【公法上の法人】

- 1) 倒産手続は、次の各号に掲げる財産に関しては許されない。
  1. 連邦又は州の財産
  2. 州の監督に服する公法上の法人で、州法がこれを定めている場合には、その公法上の法人の財産
- 2) 州が第1項第2号に基づきある法人の財産に関する倒産手続を不適法と宣言したときは、この法人が支払不能又は債務超過にある場合において、この法人の労働者は、州に対して、倒産手続が開始したのであれば、倒産欠損補充金に関する社会法第三法典 (雇用促進法) の諸規定に従い請求することができる給付、及び企業内年金制度の改善に関する法律の諸規定に従い倒産保険の保険者に請求することができる給付を求めることができる。

#### 倒産法第13条【開始申立て】

- 1) 倒産手続は、書面による申立てに基づいてのみ、開始する。債権者及び債務者は、申立ての権限を有する。債務者の申立書には、債権者及びその債権の一覧表を添付しなければならない。債務者が営業を継続しているときは、この一覧表において特に次に掲げる事項を明らかにするものとする。
  1. 最高額の債権

2. 最高額の被担保債権
3. 税務行政官庁の債権
4. 社会保険の保険者の債権
5. 企業内年金制度に基づく債権

債務者は、この場合に、さらに、前期事業年度の貸借対照表総額、売上利益及び労働者数の平均を記載しなければならない。

第4文の記載事項は、次に掲げる場合には、義務づけられる。

1. 債務者が自己管理を申し立てた場合
2. 債務者が第22a条第1項の基準を満たした場合
3. 仮の債権者委員会の設置が申し立てられた場合

第3文による一覧表並びに第4文及び第5文による記載には、記載内容が正しくかつ完全である旨の宣言書を添付しなければならない。

- 2) 第1項の申立ては、倒産手続が開始するまで、又はこの申立てが法的確定力をもって斥けられるまで、これを取り下げることができる。
- 3) 連邦司法省は、連邦参議院の承認を得た法規命令により、債務者による申立てについて書式を導入する権限を有する。第1文により書式を導入する限りでは、債務者はこれを使用しなければならない。倒産裁判所が機械で処理する手続及び機械で処理しない手続に関しては、異なる書式を導入することができる。

【改正点】 \*第1項：第3文ないし第7文の追加

\*第3項：第3文の追加

#### 倒産法第14条【債権者による申立て】

- 1) 債権者による申立ては、債権者が倒産手続の開始に関する法律上の利益を有し、かつその債権及び開始原因を疎明した場合に、許される。この申立前の二年の期間内に債務者の財産に関して倒産手続の開始を求める申立てが行われていた場合には、この申立ては、債権について履行を受けたという理由だけでは、不適法とはならない。後者の場合には、債権者は、事前の申立てをなしたこともまた疎明しなければならない。
- 2) 前項の申立てが適法である場合には、倒産裁判所は債務者を聴聞しなければならない。
- 3) [申立] 債権者がその債権について申立後に履行を受けた場合には、その申立てが理由なしとして棄却されたときに、債務者は手続の費用を負担しなければならない

ない。

#### 倒産法第15条【法人及び法人格のない会社における申立権】

- 1) 法人又は法人格のない会社の財産に関して倒産手続の開始を求める申立てについては、債権者の他に、代表機関の各構成員、法人格のない会社又は株式合資会社の場合には無限責任を負う各社員、及び各清算人が、申立権限を有する。法人の場合において、その業務が停止しているときは、各社員もまた申立権限を有する。株式会社又は協同組合の場合において、その業務が停止しているときは、監査役会の各構成員もまた、申立権限を有する。
- 2) 代表機関の構成員全員、無限責任社員全員、法人の社員全員、監査役会の構成員全員又は清算人全員によって開始申立てが行われない場合には、開始原因が疎明されたときに、開始申立ては、これを適法とする。法人の社員又は監査役会の構成員による申立てに際しては、さらに業務の停止もまた、これを疎明しなければならない。倒産裁判所は、(申立てをしなかった)他の、代表機関の構成員、無限責任社員、法人の社員、監査役会の構成員、又は清算人を聴聞しなければならない。
- 3) 法人格のない会社において自然人が無限責任社員でない場合には、第1項及び第2項は、会社の代表権限を付与された社員である組織上の代表者及び清算人につき、これを適用する。第1項及び第2項は、法人格のない会社の社員の結合が継続する場合には、これを準用する。

#### 倒産法第15a条【法人及び法人格のない会社における申立義務】

- 1) 法人が支払不能又は債務超過になった場合には、代表機関の構成員又は清算人は、責に帰すべき遅滞なく、遅くとも支払不能又は債務超過の発生後三週間内に、開始申立てをしなければならない。無限責任社員が自然人でない法人格のない会社の場合には、会社の代表権限を有する社員としての組織上の代表者又は清算人につき、同様とする。ただし、無限責任社員が自然人である他の会社が無限責任社員に含まれる場合には、この限りでない。
- 2) 第1項第2文所定の会社の場合に、会社の代表権限を有する社員としての組織上の代表者が会社であり、かつ無限責任社員が自然人でない会社、又は会社の結合が同様にして継続する会社であるとき、第1項を準用する。
- 3) 有限責任会社の業務が停止している場合においては全ての社員もまた、株式会社又は協同組合(Genossenschaft)の業務が停止している場合においては監査役会の全ての構成員もまた、支払不能及び債務超過、又は業務の

停止を認識していた場合には、〔開始〕申立ての義務を負う。

- 4) 第 1 項第 1 文に反して、さらに第 2 文又は第 2 項若しくは第 3 項との関係で、開始申立てをしなかった者、又は適正に、若しくは適時にしなかった者は、三年以下の自由刑又は罰金刑に処す。
- 5) 第 4 項の場合において行為者が過失により行使をした場合、一年以下の自由刑又は罰金刑とする。

【改正点】 \* 第 1 項：「倒産申立て」⇒「開始申立て」

\* 第 2 項：「無限責任」の挿入

\* 第 4 項：「倒産申立て」⇒「開始申立て」

#### 倒産法第 16 条 【開始原因】

倒産手続の開始は、開始原因の存在を要件とする。

#### 倒産法第 17 条 【支払不能】

- 1) 一般の開始原因は、支払不能とする。
- 2) 債務者は、弁済期の到来している支払義務を履行することができない状態のとき、支払不能とする。支払不能は、原則として、債務者がその支払いを停止したときに、これを認めることができる。

#### 倒産法第 18 条 【支払不能のおそれ】

- 1) 債務者が倒産手続の開始を申し立てた場合には、支払不能のおそれもまた、これを開始原因とする。
- 2) 債務者に、現存する支払義務をその弁済期に履行することができない状態が見込まれるときは、支払不能のおそれがあるものとする。
- 3) 法人又は法人格のない会社において代表機関の構成員全員、無限責任社員全員又は清算人全員によって開始申立てが行われない場合には、申立人の一人又は数人がその法人又はその法人格のない会社の代表権限を有するときに限り、第 1 項が適用される。

#### 倒産法第 19 条 【債務超過】

- 1) 法人の場合には、債務超過もまた、これを開始原因とする。
- 2) 諸状況から事業の継続を優越する蓋然性が高い場合を除き、債務者の財産が現存する債務を弁済することができないときは、債務超過とする。社員貸付の返還を求める債権又は、第 39 条第 2 項により債権者と債務者の間で倒産手続において第

39条第1項第1号ないし第5号に示された債権に対する劣後化が合意されている貸付に経済的に相当する法律的行为に基づく債権は、第1文の債務との関係で考慮しない。

- 3) 法人格のない会社において無限責任社員が自然人でない場合には、第1項及び第2項は、これを準用する。ただし、無限責任社員が自然人である別の会社が〔法人格のない会社の〕無限責任社員である場合はこの限りでない。

**倒産法第20条【開始手続における情報提供義務及び協力義務／免責の指摘】**

- 1) 開始申立てが適法である場合には、債務者は、倒産裁判所に対して、この申立てに関する裁判に必要な情報を提供し、その他倒産裁判所の職務遂行に際して、これを協力しなければならない。第97条、第98条、第101条第1項第1文、第2文、第2項は、これを準用する。
- 2) 債務者が自然人である場合には、第286条ないし第303条の規定に従い、免責を得ることができる旨を債務者に教示しなければならない。

**倒産法第21条【仮処分の命令】**

- 1) 倒産裁判所は、債務者の財産状況につき、申立てに関する裁判に至るまでに債権者に不利益な変更を防止するために、必要と思われる全ての措置を講じなければならない。この措置の命令に対しては、債務者は即時抗告をすることができる。
- 2) 倒産裁判所は、特に次に掲げる処分をすることができる。
  1. 第8条第3項、第56条、第56a条及び第58条ないし第66条が準用される仮の倒産管財人の選任
    - 1 a. 第67条第2項及び第69条ないし第73条が準用される仮の債権者委員会の設置；仮の債権者委員会の構成員には、手続開始によりはじめて債権者となる者も選任することができる
  2. 債務者に対する一般的処分禁止命令、又は債務者の処分に際して仮の倒産管財人の同意を得ることの命令
  3. 債務者に対する強制執行の差止命令、又は一時停止命令；ただし、不動産執行についてはこの限りではない
  4. 暫定的な郵便制限命令；これについては第99条、第101条第1項第1文を準用する
  5. 手続が開始された場合に、第166条の対象とされる目的物又は取戻しの請求がされうる目的物を債権者が換価し、取り立てることを許

さない旨の命令、及びその目的物が債務者の企業の継続にとり重要な意味を有する限りにおいて、その目的物を債務者の企業の継続のために据え置くことができる旨の命令；第169条第2項及び第3項は、これを準用する；使用によって生じた価値の損失は、債権者に対する継続的な支払いによって、これを補償しなければならない。補償の支払義務は、使用によって生じる価値の損失が、別除権を有する債権者の担保を侵害する限りにおいてのみ、存続する。仮の倒産管財人が、請求権の担保のために譲渡した債権を、債権者に代わって取り立てたときは、第170条、第171条は、これを準用する

- 3) 他の処分では十分でない場合には、倒産裁判所は、強制的に、債務者を引致し、かつ聴聞後に拘引することができる。債務者が自然人でない場合には、その組織上の代表者について、[第1文を]準用する。拘引の命令については、第98条第3項は、これを準用する。

【改正点】 \*表題：「保全処分の命令」⇒「仮処分の命令」

\*第2項（第1文第1号）：第56a条の挿入

\*第2項（第1文）：第1a号の追加

#### 倒産法第22条【仮の倒産管財人の法的地位】

- 1) 仮の倒産管財人が選任され、かつ債務者に対して一般的処分禁止が課された場合には、債務者の財産に関する管理処分権は、仮の倒産管財人に移転する。この場合においては、仮の倒産管財人は、次の各号に掲げる行為をしなければならない。
  1. 債務者の財産の保全及び保管
  2. 債務者の財産の著しい減少を防ぐために、倒産手続の開始に関する裁判に至るまでの、債務者が営む企業の継続；ただし、倒産裁判所が企業の閉鎖に同意しない場合に限る
  3. 債務者の財産をもって手続の費用が支弁されるか否かの調査；倒産裁判所は、開始原因が存在するの否か、及び債務者の事業の継続に係る見込みがどの程度あるかについては、仮の倒産管財人に対して、鑑定人としてこれらを調査することを追加的に委託することができる。
- 2) 債務者に対して一般的処分禁止が課されることなしに仮の倒産管財人が選任された場合には、倒産裁判所は、この仮の倒産管財人の義務を定める。第1文の仮の倒産管財人は、第1項第2文による義務〔の範囲〕を超えることはできない。
- 3) 仮の倒産管財人は、債務者の事業所に立ち入り、かつその場所で調査をすることができる。債務者は、仮の倒産管財人に対して、その帳簿及び事業用書類の閲覧

を認めなければならない。債務者は、仮の倒産管財人に対して必要な全ての情報を提供し、かつ仮の倒産管財人の職務遂行に際してこれを協力しなければならない；第97条、第98条、第101条第1項第1文及び第2文、第2項は、これを準用する。

### 倒産法第22a条【仮の債権者委員会の設置】

- 1) 倒産裁判所は、債務者が前期事業年度において、次の三つの基準のうち少なくとも二つを満たしている場合、第21条第2項第1a号により、仮の債権者委員会を設置しなければならない。
  1. 商法典第268条第3項所定の借方欄に記載されている欠損額を控除した後の貸借対照表総額が少なくとも4.840.000ユーロであること
  2. 決算日前12ヶ月における売上利益が少なくとも9.680.000ユーロであること
  3. 年平均にして少なくとも労働者が50人いること
- 2) 倒産裁判所は、仮の債権者委員会の構成員として認められる者が考慮され、指名された者の同意の宣言書が申立書に添付された場合、債務者、仮の倒産管財人又は債権者の申立てに基づき、第21条第2項第1a号に従い、仮の債権者委員会を設置しなければならない。
- 3) 仮の債権者委員会は、債務者の営業が停止した場合、仮の債権者委員会の設置が予見されうる倒産財団を考慮して均衡のとれない場合、又は、設置に伴う遅延により債務者の財産状況の不利益な変更が生じる場合、設置することができない。
- 4) 債務者又は仮の倒産管財人は、倒産裁判所の要請に基づき、仮の債権者委員会の構成員として考慮される者を指名しなければならない。

【改正点】 \* 本条新設

### 倒産法第23条【処分権制限の公告】

- 1) 第21条第2項第2号に定めた処分権の制限の一つを命ずる決定及び仮の倒産管財人を選任する決定は、これを公告しなければならない。この決定は、債務者、第三債務者及び仮の倒産管財人に対して、これを特別に送達しなければならない。第三債務者に対しては、この決定に従ってのみ履行の催告をすることができる。
- 2) 債務者が商業登記簿、協同組合登記簿、パートナーシップ登記簿、又は社団登記簿に登録されている場合には、倒産裁判所の書記課は、登記裁判所に対して、

前項の決定の正本を送付しなければならない。

- 3) 土地登記簿、船舶登記簿、造船登記簿、航空機に関する質権登記簿における処分制限の登記については、第32条、第33条は、これを準用する。

#### 倒産法第24条【処分権制限の効果】

- 1) 第21条第2項第2号に定めた処分権の制限に違反する場合には、第81条及び第82条は、これを準用する。
- 2) 債務者の財産に関する処分権限が仮の倒産管財人に移転した場合には、係属中の訴訟の受継については、第85条第1項第1文及び第86条は、これを準用する。

#### 倒産法第25条【保全処分の取消し】

- 1) 保全処分が取り消された場合には、処分権制限の取消しの公告については、第23条を準用する。
- 2) 債務者の財産に関する処分権限が仮の倒産管財人に移転した場合には、仮の倒産管財人は、その解任前に、仮の倒産管財人によって管理された財産から、生じた費用を支払い、かつ仮の倒産管財人によって生ぜしめられた債務を履行しなければならない。継続的債務関係に基づく債務については、同様とする；ただし、仮の倒産管財人が、仮の倒産管財人によって管理された財産との関係で反対給付を求めた場合に限る。

#### 倒産法第26条【財団不足による却下】

- 1) 倒産裁判所は、債務者の財産が手続の費用を賄うのに十分ではないことが見込まれる場合、倒産手続の開始を求める申立てを却下する。十分な金額が予納される場合、又は手続費用の支払いが第4a条により猶予された場合は、申立ての却下はなされない。この決定は、遅滞なくこれを公告しなければならない。
- 2) 倒産裁判所は、財団不足により開始申立てが却下された債務者を、表に記載しなければならない（債務者表）。民事訴訟法による債務者表に関する規定は、これを準用する。ただし、その抹消期間は5年である。
- 3) 第1項第2文により予納金を支払った者は、倒産法又は会社法の規定に反して違法かつ有責に倒産手続の開始を求める申立てをしなかった者に対して、予納した金額の償還を請求することができる。その者が違法かつ有責に行為をしたか否かにつき争いがあるときは、その者がこの点についての証明責任を負う。
- 4) 倒産法又は会社法の規定に反して違法かつ有責に倒産手続の開始を求める

申立てをしなかった者は、第1項第2文による予納金を支払う義務を負う。その者が違法かつ有責に行爲をしたか否かにつき争いがある場合、その者がこの点についての証明責任を負う。仮の倒産管財人、及び債務者に対して生じた財産上の請求権を有する者は、予納金の支払いを求めることができる。

【改正点】 \* 第4項新設

#### 倒産法第26a条【仮の倒産管財人の報酬】

- 1) 倒産手続が開始しなかった場合には、倒産裁判所は、債務者に対する、仮の倒産管財人の報酬及び償還されるべき立替金を、決定により、定めることができる。この決定書は、特に、仮の倒産管財人及び債務者にこれを送達しなければならない。
- 2) この決定に対して、仮の倒産管財人及び債務者は、即時抗告をすることができる。民事訴訟法第567条第2項は、これを準用する。

【改正点】 \* 本条新設

#### 倒産法第27条【開始決定】

- 1) 倒産手続を開始する場合には、倒産裁判所は、倒産管財人を任命する。第270条、第313条第1項の適用は、これを妨げない。
- 2) 開始決定には、次に掲げる事項を記載する。
  1. 商号又は氏名、生年、登記裁判所及び債務者が商業登記簿に登録された登録番号、並びに、債務者の業種又は職業、及び、営業所又は住居
  2. 倒産管財人の氏名及び住所
  3. 開始の日時
  4. 債務者が残債務免責を求める申立てをしたか否かの表示
  5. 倒産裁判所が、管財人となる人物に関する仮の債権者委員会の一致した提案と異なる判断をした理由；このとき、提案された者の氏名を挙げる必要はない
- 3) 開始の時間が記載されない場合、決定がなされた日の正午を、開示の時間とみなす。

【改正点】 \* 第 2 項：第 5 号の追加

**倒産法第 28 条【債権者及び債務者に対する催告】**

- 1) 開始決定においては、債権者に対して、その債権を第 174 条に従って一定期間内に倒産管財人に届け出ることを催告しなければならない。この期間は、最短で二週間、最長で三か月の間で、これを確定しなければならない。
- 2) 開始決定においては、債権者に対して、その者がどのような担保権を債務者の動産又は権利との関係で有するのかを、遅滞なく倒産管財人に通知することを催告しなければならない。担保権の目的物、担保権の種類及び発生原因、並びに被担保債権は、これらを表示しなければならない。過失により通知をしなかった者、又は報告を遅滞した者は、これらに基づき生じた損害について賠償する責任を負う。
- 3) 開始決定においては、債務者ではなく倒産管財人に履行することを第三債務者に対して催告しなければならない。

**倒産法第 29 条【期日の指定】**

- 1) 開始決定においては、倒産裁判所は、次の各号に掲げる債権者集会期日を指定する。
  1. 倒産管財人の報告を基礎として、倒産手続の進行を決議する債権者集会期日（報告期日）；この期日は、[開始決定から] 六週間を超えないものとし、三か月を超えることは許されない
  2. 届け出られた債権を調査する債権者集会期日（調査期日）；届出期間の経過から調査期日までの期間は、最短で一週間、最長で二か月とする。
- 2) 前項の各期日は、これらを併合することができる。

**倒産法第 30 条【開始決定の公告】**

- 1) 倒産裁判所の書記課は、開始決定を直ちに公告しなければならない。債務者が第 287 条による申立てをした場合には、これもまた同様に、公告しなければならない；ただし、第 27 条第 2 項第 4 号の表示がなされていない場合に限る。
- 2) 債権者、第三債務者及び債務者自身に対しては、この[開始]決定書は、特別に送達されなければならない。

**倒産法第 31 条【商業登記簿、協同組合登記簿、パートナーシャフト登記簿及び社団登記簿】**

債務者が、商業登記簿、協同組合登記簿、パートナーシャフト登記簿又は社団登記簿に登記されている場合には、倒産裁判所の書記課は、次の各号に掲げるものを、登記裁判所に送付しなければならない。

1. 倒産手続を開始する場合には、開始決定書の正本
2. 財団不足により開始申立てを却下する場合で、債務者が財団不足による却下によって解散する法人又は法人格のない会社であるときは、却下決定書の正本

**倒産法第32条【土地登記簿】**

- 1) 倒産手続の開始は、次の各号に掲げるものについては、これを土地登記簿に登録しなければならない。
  1. 土地の所有者として債務者が登記されている場合のその土地
  2. 権利の種類及び諸事情により、登記がなければ倒産債権者の不利益になるおそれがある場合には、債務者のために登記された権利で、土地及び登記された権利に関するもの
- 2) 前項の土地又は権利が倒産裁判所に知れている場合に限り、倒産裁判所は、職権で前項の登記を土地登記所に嘱託しなければならない。この登記は、倒産管財人もまた、土地登記所にこれを申し立てることができる。
- 3) 手続の開始が登記された土地又は権利が倒産管財人によって放棄又は譲渡された場合には、倒産裁判所は、第1項の登記の抹消を土地登記所に嘱託しなければならない。この抹消は、倒産管財人もまた、土地登記所にこれを申し立てることができる。

**倒産法第33条【船舶登記簿及び航空機登記簿】**

- 1) 船舶登記簿、造船登記簿、及び航空機に関する質権登記簿への倒産手続開始の登記については、第32条は、これを準用する。
- 2) 前項の場合には、土地をこれらの登記簿に記載された船舶、造船中の船舶及び航空機に読み替え、土地登記所を登記裁判所に読み替える。

**倒産法第34条【不服申立て】**

- 1) 倒産手続の開始が拒まれた場合には申立人が、第26条により申立ての却下が行われた場合には申立人及び債務者が、即時抗告をすることができる。
- 2) 倒産手続が開始された場合には、債務者は即時抗告をすることができる。
- 3) 開始決定を取り消す裁判が法的確定力を有するに至った場合には、その手続の取消しは、これを直ちに公告しなければならない。第200条第2項第2文は、これを準用する。倒産管財人によって、又は倒産管財人に対して行われた法律的行为の効果は、手続の取消しによって、これを妨げない。

## 第 2 章 倒産財団／債権者の分類

### 倒産法第 35 条 【倒産財団の概念】

- 1) 倒産手続は、この手続の開始時に債務者に属し、かつこの手続中に債務者が取得する全ての財産（倒産財団）を対象とする。
- 2) 債務者が独立した活動を行い、又はそのような活動をこれから行おうとする場合には、倒産管財人は、この債務者に対して、独立した活動に基づく財産が倒産財団に帰属するか否か、独立した活動に基づく請求権を倒産手続において主張することができるか否かを表明しなければならない。第 295 条第 2 項は、これを準用する。倒産裁判所は、債権者委員会、又は債権者委員会が設置されていない場合には債権者集会の申立てに基づき、この意見表明の無効を命ずる。
- 3) 倒産管財人の意見表明書は、倒産裁判所に対して、これを届け出なければならない。倒産裁判所は、この意見表明及び意見表明の無効に関する決定を公告しなければならない。

### 倒産法第 36 条 【差押えができない目的物】

- 1) 強制執行に服しない目的物は、倒産財団に属しない。民事訴訟法第 850 条、第 850a 条、第 850c 条、第 850e 条、第 850f 条 1 項、第 850g 条ないし第 850k 条、第 851c 条及び第 851d 条は、これを準用する。
- 2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは倒産財団に属する。
  1. 債務者の業務用帳簿；ただし、書類の保管に関する法律上の義務は存続する
  2. 民事訴訟法第 811 条第 1 項第 4 号及び第 9 号によって強制執行に服しないもの
- 3) 通常の家財道具に属する物、及び債務者の家事において用いられる物は、これらの換価によってこれらの価値に見合わない売得金が得られるに過ぎないことが即時に明らかである場合には、倒産財団に属しない。
- 4) 目的物が第 1 項第 2 文に掲げた諸規定に従って強制執行に服するか否かの裁判については、倒産裁判所が管轄する。倒産管財人は、債権者に代わって、申立権限を有する。開始手続については、第 1 文及び第 2 文は、これを準用する。

### 倒産法第 37 条 【夫婦財産共同制における合有財産】

- 1) 夫婦財産共同制において合有財産が専ら一方の配偶者によって管理され、かつこの管理している配偶者の財産に関して倒産手続が開始する場合には、その合有財産は、倒産財団に属する。合有財産の分割は、これを行わない。他方の配偶者の財産に関する倒産手続によっては、合有財産は、影響を受けない。
- 2) 配偶者が共同で合有財産を管理する場合には、合有財産は、一方の配偶者の財産に関する倒産手続によって、影響を受けない。
- 3) 第 1 項は、夫婦財産共同制の継続に際しては、合有財産を単独で管理する配偶者を生存配偶者と読み替えて、かつ他方の配偶者を卑属と読み替えて適用する。

**倒産法第38条【倒産債権者の概念】**

倒産財団は、債務者に対し倒産手続の開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権を有する人的債権者（倒産債権者）の満足のために、これを供する。

**倒産法第39条【劣後的倒産債権者】**

- 1) 次の各号に掲げる債権は、以下の順序で、また債権が同一の順位るときには、その額に応じて、倒産債権者の通常の債権に劣後して、これを支払う。
  1. 倒産債権者の債権に基づくもので、倒産手続の開始後に生じる利息及び遅延金
  2. 個々の倒産債権者に対してその手続参加によって生じる諸費用
  3. 罰金、過料、秩序金及び強制金、並びに犯罪行為又は秩序違反の付随的効果で金銭支払いを義務付けるもの
  4. 債務者の無償給付を求める債権
  5. 第4項及び第5項の諸規定に従って、社員貸付の返還を求める債権、又はそのような貸付に経済的に相当する法律的行为に基づく債権
- 2) 債権者と債務者との間で倒産手続における劣後化が合意された債権は、疑いがあるときには、第1項に示された債権に劣後して、これを支払う。
- 3) 後順位劣後的倒産債権者の債権の利息、及びこれらの債権者に対してその手続参加によって生じる諸費用は、これらの債権者の債権と同順位とする。
- 4) 第1項第5号は、自然人を無限責任社員として有しない会社、及び無限責任社員が自然人である会社を無限責任社員として有しない会社について、これを適用する。このことは、債権者が会社の支払不能のおそれ若しくは支払不能の際に、又は債務超過の際に、会社再建の目的のために持分を取得した場合には、現存する又は新しく付与された貸付に基づくその債権、又はそのような貸付に経済的に相当する法律的行为に基づく債権には適用されない。
- 5) 第1項第5号は、第4項第1文所定の会社の業務執行を行わない社員で、10パーセント以下の責任資本をもって参加している社員については、これを適用しない。

**倒産法第40条【扶養請求権】**

債務者に対する家族法上の扶養請求権は、債務者が義務者の相続人として責任を負う場合に限り、倒産手続において、その開始後に、これを主張することができる。第100条の適用は、これを妨げない。

**倒産法第41条【期限未到来の債権】**

- 1) 期限未到来の債権は、期限が到来したものとみなす。
- 2) 期限未到来の債権が無利息である場合には、法定利率で利息が生じる。期限未到来の債権は、第1文によって、倒産手続の開始から弁済期までの期間に係る法定

利息を加算してその債権の満額に達する額に減額する。

**倒産法第42条【解除条件付債権】**

解除条件付債権は、この条件が成就しない場合に限り、倒産手続において無条件の債権と同様にこれを取り扱う。

**倒産法第43条【多数債務者の責任】**

同一の給付につき多数の者に全額で責任を負わせる債権者は、倒産手続において、各債務者に対して、その完全な満足を得るまで、手続の開始時に求めることができた全額を主張することができる。

**倒産法第44条【連帯債務者及び保証人の権利】**

連帯債務者及び保証人は、債権者がその債権を主張しない場合に限り、債権者の満足によって将来的に債務者に対して取得することができる債権を、倒産手続において主張することができる。

**倒産法第44a条【担保された貸付】**

会社の財産に関する倒産手続においては、第39条第1項第5号の規定による債権者は、担保の主張又は保証人に対する主張に際して除外された場合に限り、株主が担保を立て又は保証した、貸付の返還を求める債権又はそれと同等の債権につき、倒産財団からの持分に応じた満足のみを請求することができる。

**倒産法第45条【債権の換算】**

金銭を目的としない債権又はその額が定められていない債権は、倒産手続の開始時に評価することができる価額をもって、これを主張することができる。外国通貨又は計算単位で示された債権は、手続開始時に支払地で基準となる相場価額に従い、これを内国通貨で換算する。

**倒産法第46条【回帰的給付】**

その額及び期間が定められている回帰的給付を求める債権は、未払いの給付を第41条に示された中間利息の控除の下で加算したときに達する額をもって、これを主張することができる。この給付の期間が定められていない場合には、第45条第1文は、これを準用する。

**倒産法第47条【取戻し】**

物的権利又は人的権利に基づき目的物が倒産財団に属しないことを主張できる者は、倒産債権者ではない。目的物の取戻しを求めるこの者の請求権は、倒産手続外で適用される法律に従って定まる。

**倒産法第48条【代償的取戻し】**

その取戻しを求めることができた目的物を債務者が倒産手続の開始前に譲渡し、又は倒産手続の開始後に無権限で譲渡した場合には、取戻権者は、反対給付が受領されていない場合に限り、反対給付を求める権利の譲渡を求めることができる。取戻権者は、倒産財団に存する反対給付が識別可能な場合に限り、倒産財団から反対給付を求めることができる。

**倒産法第49条【不動産からの別除的満足】**

不動産に対する強制執行に服する目的物（不動産）からの満足を求める権利を有する債権者は、強制競売及び強制管理に関する法律に従って別除的満足を受ける権限を有する。

**倒産法第50条【質権者の別除的満足】**

- 1) 法律行為による質権、差押えによって取得した質権又は法定質権を倒産財団の目的物との関係で有する債権者は、第166条ないし第173条の諸規定に従い、主たる債権、利息及び費用につき、質物からの別除的満足を得る権限を有する。
- 2) 使用貸貸人及び用益貸貸人の法定質権は、手続の開始前の最後の十二月以前の期間に係る使用貸貸借又は用益貸貸借、及び倒産管財人による解約告知の結果として支払わなければならない賠償に基づき、倒産手続において、これを主張することはできない。用益貸貸借に基づく、農地の用益貸貸人の質権は、この制限に服しない。

**倒産法第51条【その他の別除権者】**

次の各号に掲げる者は、第50条に掲げた債権者と同等の地位を有する。

1. 債務者が請求権の担保のために動産、又は権利を譲渡した債権者
2. 利用目的で、ある物を使用したことにより、その物に関する留置権が帰属する債権者；ただし、物の使用に基づく、その債権が、現存する利益を超えない場合に限る。
3. 商法典により留置権を有する債権者
4. 連邦、州、市町村及び市町村連合；ただし、法律上の規定により関税及び納税が課された物が公課の担保としてこれらの者に供された場合に限る。

**倒産法第52条【別除権者の不足額】**

別除的満足を請求することができる債権者は、債務者がこの者に人的責任も負う場合に限り、倒産債権者となる。この債権者は、別除的満足を放棄し、又は別除的満足に際して除外された場合に限り、倒産財団からの配当による満足を受ける権限を有する。

**倒産法第53条【財団債権者】**

倒産手続の費用及びその他の財団債務は、倒産財団から事前に支払わなければならない。

**倒産法第54条【倒産手続の費用】**

倒産手続の費用は、次の各号に掲げるものとする。

1. 倒産手続のための裁判費用
2. 仮の倒産管財人、倒産管財人及び債権者委員会の構成員の報酬及び立替金

**倒産法第55条【その他の財団債務】**

- 1) 次の各号に掲げる債務もまた、これを財団債務とする。
  1. 倒産管財人の行為、又はその他倒産財団の管理、換価及び配当によって生じた債務で、倒産手続の費用に属さないもの
  2. 双務契約に基づく債務；ただし、その履行が倒産財団に請求される、又は倒産手続の開始後の期間につきその履行を行わなければならない場合に限る
  3. 財団の不当利得に基づく債務
- 2) 債務者の財産に関する処分権限が移されている仮の倒産管財人によって生ぜしめられた債務は、手続の開始後に、これを財団債務とみなす。継続的債務関係に基づく債務についても、同様とする；ただし、仮の倒産管財人が、この者によって管理された財産の対価として、反対給付を請求した場合に限る。
- 3) 第2項によって生じた雇用促進法第169条に従い労働対価を求める請求権が連邦労働庁に移転している場合には、連邦労働庁は、倒産債権者としてのみ、この請求権を主張することができる。第1文は、社会福祉法第175条第1項に示された請求権について、これを準用する；ただし、この請求権が債務者に存続している場合に限る。
- 4) 仮の倒産管財人又は仮の倒産管財人の同意を得た債務者によって生ぜしめられた租税債務関係に基づく倒産債務者の債務は、倒産手続の開始後に、これを財団債務とみなす。

### 第3章 倒産管財人／債権者の機関

#### 倒産法第56条【倒産管財人の選任】

- 1) 倒産管財人には、それぞれの個別の事例にとって適切である自然人、特に経営に精通しかつ債権者及び債務者から独立した自然人を選任しなければならない。この自然人は倒産処理を引き受ける意思を表明した全ての者の中から選任しなければならない。倒産処理を引き受ける意思の表明は、これを特定の手続に限定することができる。必要とされる独立性は、この者に次に掲げる事由が存在しても、認められる。
  1. その者が、債務者又は債権者によって提案されていたこと
  2. その者が、開始申立ての前に、通常の方式で、債務者に、倒産手続の経過及びその結果について助言をしたこと
- 2) 倒産管財人は、選任証書を受ける。倒産管財人は、その職務が終了に際して、倒産裁判所に、その証書を返還しなければならない。

【改正点】 \*第1項：第3文（第1号及び第2号）の追加

#### 倒産法第56a条【倒産管財人を選任する際の債権者の関与】

- 1) 倒産管財人を選任する前に、仮の債権者委員会に、倒産管財人に求められる必要条件及び倒産管財人となる人物に関して意見を述べる機会を付与しなければならない。ただし、これにより債務者の財産状況の不利益な変更を明らかに引き起こさない場合に限る。
- 2) 倒産裁判所は、被推薦人が職務を引き受けるのに適しないときに限り、倒産管財人となる人物に関する仮の債権者委員会の全員一致した推薦と異なる〔判断をする〕ことが許される。倒産裁判所は、倒産管財人を選任する際に、仮の債権者委員会が決議をした倒産管財人となる者に対する必要条件を基礎にしなければならない。
- 3) 倒産裁判所が債務者の財産状況の不利益な変更を顧慮して第1項による聴聞を見送った場合、仮の債権者委員会は、その第一回目の委員会において、全員一致によって、倒産管財人に選任された者とは異なる者を選定することができる。

【改正点】 \*本条新設

### 倒産法第57条 【他の倒産管財人の選任】

倒産管財人の選任後に行われる第一回債権者集会においては、債権者は、倒産管財人に別の者を選任することができる。この別の者は、第76条第2項に掲げた多数の他、投票債権者の多数もまたこの別の者に賛成した場合に、これを〔倒産管財人に〕選任する。倒産裁判所は、被選任者の選任を、この者が職務を担当するのに適していない場合に限り、これを拒むことができる。この拒否に対しては、各倒産債権者が、即時抗告をすることができる。

### 倒産法第58条 【倒産裁判所の監督】

- 1) 倒産管財人は、倒産裁判所の監督下に置かれる。倒産裁判所は、その都度、事実状況及び業務執行に関する個別の情報又は報告を、倒産管財人に求めることができる。
- 2) 倒産管財人がその義務を履行しない場合には、倒産裁判所は、事前の警告の後に、倒産管財人に対する強制金を確定することができる。個別の強制金は、25,000ユーロを超えてはならない。この決定に対しては、倒産管財人は、即時抗告をすることができる。
- 3) 第2項は、解任された倒産管財人の返還義務の実行について、これを準用する。

### 倒産法第59条 【倒産管財人の解任】

- 1) 倒産裁判所は、倒産管財人を、その職務上生じた重大な理由に基づき、解任することができる。この解任は、職権により、又は倒産管財人、債権者委員会若しくは債権者集会の申立てに基づき、これを行うことができる。倒産裁判所の裁判の前には、倒産管財人は、これを聴聞しなければならない。
- 2) 前項の解任に対しては、倒産管財人は、即時抗告をすることができる。解任の申立ての却下に対しては、倒産管財人、債権者委員会、又は債権者集会が申立てをした場合には各倒産債権者が、即時抗告をすることができる。

### 倒産法第60条 【倒産管財人の責任】

- 1) 倒産管財人は、過失により、本法によって倒産管財人に課される義務に違反した場合には、全ての利害関係人に対して損害賠償の義務を負う。倒産管財人は、通常かつ善良な倒産管財人の注意を払わなければならない。
- 2) 倒産管財人が管財人として課された義務の履行のために、債務者の従前の活動の範囲内において債務者の被用者を選任しなければならないが、かつこの被用者が不適當であることが明らかでない限りで、倒産管財人は、民法典第278条によるこの被用者の過失の責任を負うのではなく、この被用者の監督及びとくに重要な判断に関してのみ、責任を負う。

**倒産法第61条【財団債務の不履行】**

倒産管財人の法律的行为によって生じた財団債務を倒産財団から完全に履行することができない場合には、倒産管財人は、財団債権者に対して、損害賠償の義務を負う。倒産管財人が、財団債務の発生時に、財団がその履行をするのに十分でないことが明らかであることを認識できなかった場合には、この限りではない。

**倒産法第62条【消滅時効】**

倒産管財人の義務違反に基づき生じた損害賠償請求権の消滅時効は、民法典の通常の消滅時効に関する諸規定に従う。この請求権は、倒産手続の取消しから、又は廃止が法的に確定してから最長三年で、時効により消滅する。追加配当（第203条）又は倒産処理計画遂行の監督（第260条）において行われた義務違反については、第2文は、倒産手続の取消しを追加配当の実行又は監督の終了に読み替えて、これを適用する。

**倒産法第63条【倒産管財人の報酬】**

- 1) 倒産管財人は、業務執行に対する報酬及び適切な立替金の償還を求める請求権を有する。この報酬の標準額は、倒産手続終了時の倒産財団の価額に従い、これを計算する。倒産管財人の業務執行の範囲及び難度は、この標準額との相違によって、これを考慮する。
- 2) 手続の費用が第4a条によって支払猶予された場合には、倒産管財人は、その報酬及び立替金に関して、国庫に対する請求権を有する。；ただし、倒産財団が、これら〔の支払い〕に充分でない場合に限る。

**倒産法第64条【倒産裁判所による報酬等の確定】**

- 1) 倒産裁判所は、倒産管財人の報酬及び償還されるべき立替金を、決定によって確定する。
- 2) 前項の決定（書）は、これを公告し、かつ倒産管財人、債務者、及び債権者委員会が設置されている場合にはこの委員会の各構成員に、これを送達しなければならない。確定された額は、これを公表しない。；公告に際しては、決定の全てが倒産裁判所の書記課において閲覧可能であることを示さなければならない。
- 3) 第1項の決定に対しては、倒産管財人、債務者、及び全ての倒産債権者は、即時抗告することができる。民事訴訟法第567条第2項は、これを準用する。

**倒産法第65条【法規命令への授權】**

連邦司法省は、倒産管財人の報酬及び立替金の償還を法規命令によってさらに詳細に規定する権限を有する。

### 倒産法第66条【計算書の提出】

- 1) 倒産管財人は、その職務の終了に際して、債権者集会に計算書を提出しなければならない。倒産処理計画案には、[これとは]異なる定めをなすことができる。
- 2) 倒産裁判所は、債権者集会の前に、倒産管財人の決算書を審査する。倒産裁判所は、証憑書、審査に関する覚書、及び、債権者委員会が設置されているときはその所見を付した決算書を、関係人の閲覧に供する。倒産裁判所は、債権者委員会に対して、その態度決定のために、期間を設定することができる。書類の閲覧開示から債権者集会の期日までの期間は、最低でも一週間とする。
- 3) 債権者集会は、倒産管財人に対して、手続の係属中の特定の時点に中間計算書の提出を課すことができる。第1項及び第2項は、これを準用する。

【改正点】\*第1項：第2文の追加

### 倒産法第67条【債権者委員会の設置】

- 1) 倒産裁判所は、第一回債権者集会の前に、債権者委員会を設置することができる。
- 2) 債権者委員会においては、別除権者、最高額の債権を有する倒産債権者及び少額債権者は、出席するものとする。労働者の代表者は、債権者委員会に属するものとする。
- 3) 債権者委員会の構成員に、債権者でない者もまた、これを選任することができる。

【改正点】\*第2項(第2文)：「労働者が倒産債権者として相当な債権を有して参加している場合」の削除

### 倒産法第68条【他の構成員の選任】

- 1) 債権者集会は、債権者委員会を設置すべきか否かを決議する。倒産裁判所が債権者委員会をすでに設置していた場合には、債権者集会は、債権者委員会を存続させるべきか否かを決議する。
- 2) 債権者集会は、倒産裁判所によって選任された債権者委員会の構成員を解任し、別の構成員又は追加の構成員を選任することができる。

**倒産法第69条【債権者委員会の職務】**

債権者委員会の構成員は、倒産管財人を、管財業務の執行の際に支援し、かつ監督しなければならない。債権者委員会の構成員は、その業務の経過に関して報告しなければならず、並びに帳簿及び業務用書類を閲覧し、かつ金銭取引及び現金残高を調査させなければならない。

**倒産法第70条【解任】**

倒産裁判所は、債権者委員会の構成員を、その職務上生じた重大な理由に基づき、解任することができる。この解任は、職権により、又は債権者委員会の構成員若しくは債権者集会の申立てに基づき、これを行うことができる。倒産裁判所の裁判の前に、債権者委員会の当該構成員は、これを聴聞しなければならない。；この裁判に対しては、債権者委員会の当該構成員は、即時抗告をすることができる。

**倒産法第71条【債権者委員会の構成員の責任】**

債権者委員会の構成員は、過失により、本法によって債権者委員会の構成員に課される義務に違反した場合には、別除権者及び倒産債権者に対して、損害賠償の義務を負う。第62条は、これを準用する。

**倒産法第72条【債権者委員会の決議】**

債権者委員会の決議は、その構成員の多数が決議に参加し、かつこの決議が投票の多数をもって行われた場合に、これを有効とする。

**倒産法第73条【債権者委員会の構成員の報酬】**

- 1) 債権者委員会の各構成員は、その活動に対する報酬及び適切な立替金の償還を求める請求権を有する。この場合には、その活動に費やした時間及びその活動の範囲は、これを考慮する。
- 2) 第63条第2項、並びに第64条及び第65条は、これを準用する。

**倒産法第74条【債権者集会の招集】**

- 1) 債権者集会は、倒産裁判所がこれを招集する。この集会に参加する権限については、全ての別除権者、全ての倒産債権者、倒産管財人、債権者委員会の構成員及び債務者が、これを有する。
- 2) 債権者集会の時間、場所及び日程は、これを公告しなければならない。この公告は、債権者集会において審議が延期されるときは、これを行わないことができる。

**倒産法第75条【招集を求める申立て】**

- 1) 債権者集会は、次の各号に掲げる者が申し立てた場合には、これを招集しなければならない。
  1. 倒産管財人
  2. 債権者委員会
  3. 少なくとも五人の別除権者又は非劣後的倒産債権者で、これらの別除権及び債権が倒産裁判所の評価によれば合計して、全ての別除権の価額及び全ての非劣後的倒産債権者の債権額の総額を合算した額の五分の一に達する者
  4. 一人又は複数人の別除権者又は非劣後的債権者で、これらの別除権及び債権が倒産裁判所の評価によれば第3号に示した合算額の二分の一に達する者
- 2) 前項の申立ての受理から債権者集会の期日までの期間は、最長で三週間とするものとする。
- 3) この招集が拒まれた場合には、この申立人は、即時抗告をすることができる。

**倒産法第76条【債権者集会の決議】**

- 1) 債権者集会は、倒産裁判所がこれを主宰する。
- 2) 債権者集会の決議は、賛成した債権者の債権額の総額が投票した債権者の債権額の半額を超える場合に成立する。；債務者が人的に責任を負わない別除権者の場合には、別除権の価値を債務額に代える。

**倒産法第77条【議決権の確定】**

- 1) 届け出られ、かつ倒産管財人及び議決権を有する債権者のいずれによっても異議を申し立てられていない債権は、これに議決権を付与する。劣後的債権者は、議決権を有しない。
- 2) その債権に異議を申し立てられた債権者は、議決権を有する。；ただし、債権者集会において倒産管財人、及び出席し、議決権を有する債権者が、その議決権に関して合意した場合に限る。合意に至らなかった場合には、倒産裁判所が、裁判する。倒産裁判所の裁判は、倒産管財人又は債権者集会に出席している債権者の申立てに基づき、これを変更することができる。
- 3) 第2項は、次の各号に掲げる者につき、これを準用する。
  1. 解除条件付債権の債権者
  2. 別除権者

**倒産法第78条【債権者集会の決議の取消し】**

- 1) 債権者集会の決議が倒産債権者の共同の利益に反する場合には、別除権者、非劣後的倒産債権者、又は倒産管財人が、債権者集会において、この決議の取消しを申し立てたときに、倒産裁判所は、この決議を取り消さなければならない。

- 2) 前項の決議取消しは、これを公告しなければならない。この取消しに対しては、各々の別除権者及び非劣後的倒産債権者は、即時抗告をすることができる。取消しを求める申立ての拒否に対しては、当該申立人は、即時抗告をすることができる。

**倒産法第79条【債権者集会への報告】**

債権者集会は、倒産管財人に対して事実状況及び業務遂行に関する個々の情報提供及び報告を求める権限を有する。債権者委員会が設置されていない場合には、債権者集会は、倒産管財人の金銭取引及び現金残高を調査することができる。